

議案第二十九号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例の設定について

次のとおり三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成二年三月十二日

三朝町長 安田真一郎

平成二年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町生活文化センター・町立みささ図書館設置条例

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝町生活文化センター・町立みささ図書館の設置について定めることを目的とする。

第二条 町民の生活及び文化的教養の向上に寄与するため、三朝町生活文化センター・町立みささ図書館（以下「図書館」という。）を三朝町大字大瀬九百九十九番地の二に設置する。

第三条 この条例に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二年四月一日から施行する。